

有料・無料職業紹介事業

～許可・更新後に必要な手続き・報告について～

大阪労働局需給調整事業第1課

目次

- ・ 許可後に必要な手続き・報告とは？
- ・ 変更届等の提出について
- ・ 事業所の新設について
- ・ 事業報告書の提出について
- ・ 許可有効期間の更新手続きについて
- ・ 提出様式のダウンロードについて

許可後に必要な手続き・報告とは？

職業紹介事業を行うにあたって、許可をとられたあとも

- ①申請・届出内容に変更があった場合は変更届等の提出
- ②有料・無料職業紹介事業報告書の提出
- ③許可有効期間の更新手続き

が必要です。

届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は

**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる
ことがあります。**（職業安定法第64条～66条）

変更届等の提出について

申請内容に変更があった場合は届出が必要です。

届出が必要な内容	提出期限
事業者の氏名又は名称変更	変更後10日以内 ※
事業者の住所変更	変更後10日以内 ※
法人の代表者・役員変更	変更後30日以内
法人の代表者・役員の氏名、住所変更	変更後10日以内 ※
★事業所の名称変更（紹介事業を行う事業所の名称を変更する）	変更後10日以内 ※
★事業所の所在地の変更（職業紹介事業を行う事業所の所在地を変更する）	変更後10日以内 ※
★事業所の職業紹介責任者の変更	変更後30日以内
★事業所の職業紹介責任者の氏名、住所変更	変更後30日以内
兼業を変更（追加）	変更後10日以内 ※
許可証の紛失	速やかに
★事業所の廃止（複数の事業所のうち一部を廃止する）	変更後10日以内
職業紹介事業の廃止（すべての事業所を廃止する）	変更後10日以内
職業紹介事業の取扱い職種、取扱地域の変更	変更後10日以内
取次機関の変更（国外にわたる場合）	変更後10日以内
届出制手数料の届出・変更	事前に届出

★印
事業所管轄労働局
届出可

※印
登記簿謄本を添付する
場合は変更後30日
以内の提出

事業所の新設について

職業紹介事業を行う事業所として申請している事業所の他に紹介事業を行う事業所を追加する場合、届出が必要です。

- ・ **提出期限**・・・事業所新設後 10 日以内

※事業所を新設する前に事前の相談をお願いします



事業報告の提出について

職業紹介事業主は、職業紹介事業を行う事業所ごとに、事業報告書（4月～翌年3月内容）を作成し、事業主管轄の労働局へ提出する必要があります。

- ・ 提出書類・・・職業紹介事業報告書（様式第8号）
- ・ 提出期限・・・毎年4月30日まで

※取扱実績がなくても提出が必要です！

事業報告書の提出は法律で義務付けられています。

（職業安定法第32条の16、第33条）

※期限までにご提出がない場合は、是正指導や事業停止命令等の行政処分の対象となります。

許可有効期間の更新手続きについて

有効期間満了後も引き続き紹介事業を行おうとする場合は、許可の有効期間の更新申請を行う必要があります。

※許可証に有効期間が記載されています！

・許可の有効期間について

有料職業紹介事業・・・新規許可は3年

(当該更新後の許可の有効期間は5年、以後同様)

無料職業紹介事業・・・5年

・提出期限について

有効期間満了日の3か月前まで

※事前に十分な余裕をもってご相談ください！

◎更新時に特に注意が必要な事前確認事項

・資産要件

基準資産額（※）が350万円×更新事業所数 以上あること

（※）基準資産額＝貸借対照表における資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額。更新申請時点における直近の決算書類で判断。

・職業紹介責任者講習の受講

許可有効期間が満了する日前5年以内に修了していること

参 考

☆職業紹介事業に係る各種様式のダウンロードはこちらからできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/yuryou_muryou_shokugyou/hourei_seido_yuuryou/81244.html



☆職業紹介責任者講習の実施場所等はこちらでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059261.html>

